

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
101	イベント等に伴う道路使用許可の円滑化	道路交通法第77条第1項	地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。	平成15年度中	警察庁
102	カーレースに伴う道路使用許可の円滑化	道路交通法第77条第1項	カーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。	平成15年度中	警察庁
103	車高規制の見直し	道路交通法第57条、道路交通法施行令第22条	積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。	平成15年度中	警察庁
303	信託業の異業種参入容認	信託業法第1条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	信託会社による信託業への参入について、金融審議会の結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中	金融庁
304	認可投資顧問業者の最低資本金の引下げ	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第27条 同施行規則第27条の3第1項第1号	多様な業者の参入促進を図るため、認可投資顧問業者の最低資本金を1億円から5千万円に引き下げる。	平成15年度中	金融庁

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
305	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮	企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2号	公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の水準（2年）を短縮する。	平成15年度中	金融庁
418	産業用ラジコンヘリ用の使用周波数の増波	電波法施行規則第6条第1項第2号 免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数（昭和32年8月郵政省告示第708号）	産業用ラジコンヘリについて、利用実態や課題の調査を行い、その結果を踏まえ、周波数の増波を行う。	平成15年度中	総務省
419	構内無線局への周波数ホッピング方式の容認	無線設備規則第49条の9 電波法施行規則第14条 構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力（昭和61年5月郵政省告示第378号）	雑音に強く読み取り精度が向上するとともに、より長い通信距離が可能となる、構内無線局への周波数ホッピング方式の導入を図る。	平成15年度第1四半期	総務省
420	電力線搬送通信の実証実験の容認	電波法施行規則第44条等	電力線搬送通信の使用周波数については、10～450キロヘルツと規制しているが、線路や設備等の条件について検討し、その結果を踏まえ、無線通信に影響を与えない方法で漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるよう措置する。	平成15年度中	総務省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
421	事業区分の廃止等、電気通信事業の制度の見直し	電気通信事業法	電気通信事業について、設備保有の有無に着目した事業区分（一種・二種区分）の廃止、一種事業の参入に係る許可制の廃止等を主要な内容とする電気通信事業法の改正案を、平成15年3月に第156回国会に提出した。	第156回国会に提出 （公布後1年以内施行）	総務省
507	弁護士の兼業制限の緩和	弁護士法第30条	弁護士の公務就任の制限を撤廃すること、弁護士の営業等の従事についての許可制を届出制に移行すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部が第156回国会に提出した。	第156回国会に提出	法務省
508	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者に対する包括的な資格外活動許可の付与	出入国管理及び難民認定法第19条	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者が、風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除き、週28時間以内の就労活動を行うことについて、包括的に資格外活動を許可する。	平成15年度中	法務省
509	留学生が卒業後就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動の許可を与える。	平成15年度中	法務省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
510	ソムリエに関する「技能」の在留資格要件の緩和(経験要件10年 5年)	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項	「技能」の在留資格に係る基準を見直し、ぶどう酒の品質の鑑定、評価又は保持に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会において受賞したことがある者又はこれに準ずる者が当該技能を要する業務に従事する場合にあっては、現行10年の実務経験年数の要件を5年に短縮する。	平成15年度中	法務省
511	日本の医師免許を有する外国人医師に関する「医療」の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の2号口の規定に基づき診療所を定める件（平成3年5月法務省告示第197号）	日本の医師免許を取得した外国人の「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な地域の診療に関しては、「診療所」における診療に限定されているものを、「病院」にも拡大する。	平成15年度中	法務省
703	国又は地方公共団体の設置する博物館等における酒類の試験製造の免許の可能化	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（国税庁長官通達）第2編第7条第3項関係の2《試験製造免許の取扱い》	学校において教育のために酒類の試験製造を行う場合には試験製造免許が受けられるとしているが、国又は地方公共団体が設置する博物館等の施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合にも試験製造免許が受けられるよう措置する。	平成15年度中	財務省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
704	保税地域搬入前の貨物に対する到着時即時輸入許可制度の導入	関税法第67条の2 関税法施行令第59条の3	予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく、早期に引き取ることができる到着時即時輸入許可制度を導入する。	平成15年9月を目途	財務省
705	港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの容認	関税法基本通達67-1-20	海上輸出貨物の予備審査制導入に併せ、港頭地区でコンテナに積み込まれる貨物について、コンテナに詰めたまゝ輸出申告し、許可を受ける取扱い（コンテナ扱い）を認める。	平成15年度中	財務省
706	簡易申告制度の要件の緩和	関税法第7条の2、第7条の5、第7条の6、第7条の8 関税法施行令第4条の8	簡易申告制度について、貨物の引取り後の納税申告である特例申告を行う場合に提供する担保提供額を当該貨物を輸入する月の前年の特例申告による納付実績等を基準とした額とするとともに、過去1年間の輸入許可回数に基づく継続要件を年24回以上から6回以上に緩和する。	平成15年4月実施	財務省
707	非居住者による保税地域における国内在庫管理の可能化	関税法	非居住者に代わって、本邦において税関手続に関する事項の処理を行う者に係る規定等を新たに整備することにより、輸入(納税)申告等の税関手続を行えるようにする。	平成15年4月実施	財務省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
708	総合保税地域の許可要件の緩和(出資比率要件10%以上3%以上)	関税法施行令第51条の11第2号	総合保税地域の許可を受けようとする者については、一の地方公共団体等が10%以上出資している法人であることが要件の一つとされているが、この出資比率要件を3%以上に緩和する。	平成15年4月実施	財務省
709	返還財産の地方公共団体への管理委託の期間の弾力化	国有財産特別措置法第10条 普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて（昭和48年10月23日蔵理第4676号通達）	返還財産の管理委託期間は原則2年であり、長期の管理委託を認めていないが、地方公共団体による利用計画の策定等を条件とした当該期間の延長について、財政制度等審議会国有財産分科会に諮り審議を行っており、その結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中	財務省
710	返還財産の地方公共団体への暫定的な貸付期間の弾力化	普通財産取扱規則第30条第5項第3号 普通財産貸付事務処理要領（平13年3月30日財理第1308号通達）	返還財産の管理委託期間は原則2年であり、長期の管理委託を認めていないが、地方公共団体による利用計画の策定等を条件とした当該期間の延長について、財政制度等審議会国有財産分科会に諮り審議を行っており、その結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中	財務省
711	返還財産の留保地の民間事業者への売却	大口返還財産留保地の取扱いについて（昭和62年6月国有財産中央審議会答申）	返還財産の管理委託期間は原則2年であり、長期の管理委託を認めていないが、地方公共団体による利用計画の策定等を条件とした当該期間の延長について、財政制度等審議会国有財産分科会に諮り審議を行っており、その結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中	財務省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
712	返還財産の留保地の民間事業者への貸付	普通財産取扱規則第30条第5項	返還財産の管理委託期間は原則2年であり、長期の管理委託を認めていないが、地方公共団体による利用計画の策定等を条件とした当該期間の延長について、財政制度等審議会国有財産分科会に諮り審議を行っており、その結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中	財務省
812	保育士資格所有者による幼稚園教諭資格取得の容易化	教育職員免許法第3条第1項、児童福祉法施行令第13条	保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得しやすいようにする方策を検討し結論を得て、措置する。	平成15年度中	文部科学省
813	高等学校設置基準の弾力化	高等学校設置基準	高等学校設置基準を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、校地、校舎、設備等の基準を弾力化する。	平成15年度中	文部科学省
814	幼稚園施設を活用した学童保育の実施が可能であることの明確化	児童福祉法第34の7	幼稚園施設を活用した学童保育の実施が可能であることを明確化する。	平成15年度中	文部科学省
815	校舎等以外の場所における学部教育の可能化(社会人等)	大学設置基準第25条	大学(学部・学科)において社会人等を対象に校舎等以外の場所で教育を行うことを可能とした。(大学設置基準第25条第4項、短期大学設置基準第11条第4項)	平成14年度中 (措置済み)	文部科学省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
816	専門職大学院が分校を設置した場合の教員数の取扱いの明確化	大学院設置基準第8条～第9条の2	専門職大学院が、分校を設置した場合の教員数の取扱いについて明確化した。（施行通知を各大学等に送付）	平成14年度中 (措置済み)	文部科学省
817	専門職大学院の必置教員数の緩和	高度の専門性を要する職業等に必要の高度能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第177号）	専門職大学院については、平成14年度中に策定予定の専門職大学院設置基準において、従来の専門職大学院にかかる必置教員数より緩和した。（平成15年文部科学省告示第53号）	平成14年度中 (措置済み)	文部科学省
818	校舎等以外の場所において大学院教育を実施する場合の距離制限弾力化	大学院設置審査基準要項細則（平成13年大学設置分科会長決定）11	校舎等以外の場所において大学院教育を実施する場合については、一律に一定の距離制限を課すのではなく、教育研究上の支障の有無を総合的に判断することにより、弾力的に距離を取り扱うことを可能とした。	平成14年度中 (措置済み)	文部科学省
819	短寿命放射性同位元素廃棄物に対する放射性廃棄物規制の撤廃	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第19条他	陽電子放出断層撮影（PET）による診断等で用いられる短半減期放射性核種のみを含む廃棄物については、原子力安全委員会、放射線審議会に諮り、放射性廃棄物としての適用を除外できるよう措置する。	平成15年度中	文部科学省



表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
820	公立社会教育施設整備費補助金により整備された社会教育施設の財産処分手続の簡素化	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成10年3月31日付け生涯学習局長裁定）	公立社会教育施設整備費補助金により整備された施設他施設への転用、処分につき、従前行ってきた社会教育活動が担保されることを条件に、現行、施設整備後概ね10年以上の経過を要としているものを、経過期間を伴わなくとも柔軟に対応できるように措置する。	平成15年度中	文部科学省
821	適応指導教室の運営のNPO法人への委託の容認	登校拒否問題への対応について（平成4年9月24日文初中330号初等中等教育局長通知）	不登校児童生徒に対する指導を行う地方公共団体の適応指導教室の運営のNPO法人への委託を容認し、その旨通知等を行う。	平成15年度中	文部科学省
941	社会福祉施設等への医療関連業務の労働者派遣の容認	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号、同法施行令第2条	社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣を解禁する政令改正を行った。 【平成15年3月政令第120号】	平成15年3月施行	厚生労働省
942	外国人医師について当該国の国民の診療に限定した受入れの拡大	医師法	現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診療対象を当該国民に限定する等の条件の下、受け入れる措置を講ずる。	平成15年度	厚生労働省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
943	健常者を対象とした第1相臨床試験用病床に対する特定の病床等の特例の拡大	医療法施行規則第30条の32の2第1項	健常者を対象とした第1相臨床試験を行うための専用病床について、国内における治験を推進するため特に必要があると認められる場合には、病床過剰地域においても例外的に当該病床の整備を認める。	平成15年度	厚生労働省
944	管理薬剤師配置の必要のない配送拠点の明確化	薬事法第26条、薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令	送り主により梱包された医薬品を、配送のため一時的に留め置くような配送拠点については、実体的に医薬品の販売又は授与が行われるものではなく、同拠点における薬剤師の配置は不要であることとしている旨、周知する。	平成15年度中	厚生労働省
945	治験の届出の電磁的方法の容認	薬事法第23条（第14条第1項の準用）	医師・医療機関が主体となって行う治験に関する内容を含む改正薬事法の施行時に、電磁的方法による届出を可能とする。	平成15年7月	厚生労働省
946	第一種圧力容器同士を接続する配管について、第一種圧力容器の対象範囲から除かれる場合の明確化	労働安全衛生法施行令第1条第5号に係る解釈	第一種圧力容器同士を接続する内径300ミリメートル（300A）以上の配管について、第一種圧力容器の対象範囲から除かれる場合を通知により明確化する。	平成15年度中	厚生労働省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
947	ボイラー等の連続運転の認定に関する変更申請が不要な「軽微な変更」の範囲の明確化	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について（平成14年3月29日付け基発第0329018号）	ボイラー等の連続運転の認定制度において、認定事業場で組織及び安全管理、運転管理、保全管理、自動制御装置等を変更する場合における、軽微な変更として変更の認定を受ける必要がない範囲を通知により明確化する。	平成15年度中	厚生労働省
948	教育訓練給付の要件(被保険者であった期間)の緩和	雇用保険法第60条の2第1項、第60条の2第2項	若年者の利用機会を確保する等のため、被保険者であった期間に係る要件を5年から3年まで引き下げるとともに、被保険者であった期間に応じて上限額に格差を設けることとする雇用保険法の改正を行った。	平成15年5月1日施行	厚生労働省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
949	知的障害者及び障害児の短期入所事業実施施設の規制緩和	(1) 知的障害者福祉法第4条第4項 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第66条、第67条 (2) 児童福祉法第6条の2第4項 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第66条、第67条 (3) 老人福祉法第5条の2第4項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第121条、第122条、第123条、第124条	障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みである支援費制度の下において、事業者が保護者と緊密な連携を取り、知的障害者及び障害児へのきめ細かな配慮が行われる場合には、知的障害者及び障害児が介護保険法による短期入所生活介護事業所を利用した場合においても、支援費を支給可能とする。	平成15年度中	厚生労働省
950	地方公共団体が設置する養護老人ホームの管理を株式会社等が行うことの容認	老人福祉法第15条第1項から第5項までに係る解釈	地方公共団体が設置する養護老人ホームの管理について、第156回国会に提出された地方自治法の一部を改正する法律案による公の施設の管理の新たな仕組みの導入に併せて、その仕組みに基づき、株式会社等がこれを行うことを認める旨通知する。	公の施設の管理に係る地方自治法の一部を改正する法律案の施行時	厚生労働省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
951	特別養護老人ホームの構造設備基準の簡素化	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの構造設備基準について、小規模生活単位型の基準から、介護職員室、看護職員室、機能訓練室を削除する等の簡素化を行う。	平成15年4月1日施行	厚生労働省
952	保養所の用途廃止後から売却までの間の賃貸の可能化	運用（健康保険法施行令第23条に基づく重要財産処分の認可関連）	保養所の用途廃止後、売却までの間、賃貸借の必要性等について判断した上で当該施設の賃貸借を認める。	平成15年度中	厚生労働省
1003	肉骨粉の焼却灰の肥料利用の可能化	肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）	肉骨粉の焼却灰の肥料利用について、BSE技術検討会・BSE対策検討会での結論を得て、肉骨粉等の肥料利用に係る一時停止の要請を解除する。	平成15年度中	農林水産省
1004	市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化	通達（特定農地貸付法第2条第2項第2号及び市民農園整備促進法第2条第2項第1号関係）	特定農地貸付法及び市民農園整備促進法は、レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培を対象としているが、市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲について通知する。	平成15年度中	農林水産省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1118	環境影響評価と重複している大規模小売店舗立地手続の簡素化	環境影響評価法第11条、第12条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年6月通商産業省告示第375号)	「環境影響評価法等に基づき大店立地法と同様の審査、手続が事前になされている事業については、大店立地法の審査の簡素化、省略化、迅速化を図るよう」要請する文書を、大店立地法を運用する都道府県に発出した。	平成14年度 (措置済)	経済産業省
1119	中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲への融資事業の追加	中小企業等投資事業等有限責任組合契約に関する法律第3条	今国会で成立した産業活力再生特別措置法改正法の特例措置として中小企業等投資事業有限責任組合が行うことのできる事業に、一定の要件を満たす投資先企業に対する補助的事業(組合財産の50%以内)として融資事業を追加する。	平成15年度 (措置済)	経済産業省
1120	ガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入許容値の明確化	揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条 揮発油等の品質確保等に関する法律施行規則第10条	既販の自動車の安全を前提に、生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として販売、使用できるよう、揮発油(ガソリン)品質の強制規格におけるアルコール混入許容値を明確化する。	平成15年度中	経済産業省
1121	工場立地法上の隣接緑地の定義の拡大	工場立地法第4条第1項第3号	実態把握を行い、遮断性のない緑地や飛び地の緑地など、隣接緑地の定義について見直しを行う。	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1122	火力発電における全面入札制度の廃止	電気事業法第22条第1項、第7項	火力発電における全面入札制度の廃止について、総合資源エネルギー調査会の検討結果を踏まえ、措置する。	平成15年度中	経済産業省
1123	電気工作物の保安管理の実施主体の拡大	電気事業法施行規則第52条第2項	保安の確保を前提に、電気主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とする。	平成15年度中	経済産業省
1124	国際特許出願に係る書面の記載事項の一部不要化	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律	今国会で審議中の「特許法等の一部を改正する法律案」にあるように特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律を改正することにより出願時に締約国を明示することなく自動的に全締約国に出願したとみなす制度を導入し、国際出願手続を簡素化する。	平成15年度中	経済産業省
1125	工場が分社化した場合の保安管理に関する特例	コンビナート等保安規則別表5、6、7、8	石油コンビナート特定事業所が分社した場合であっても個々の会社毎に保安管理部門を置くのではなく、従来その工場を一体的に保安管理してきた部門によって引き続き工場全体の安全管理を行えるようにする。	平成15年度中	経済産業省
1126	高圧ガスの認定保安検査実施者に関する届出が必要な内容の明確化	コンビナート等保安規則第46条	高圧ガスの認定保安検査について、届出が必要な変更内容を省令に明示的に記載することにより、明確化する。	平成15年度中	経済産業省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1210	市街化調整区域における開発許可の弾力的運用	都市計画法第34条	開発許可権限の事務処理市町村への円滑な移行について、市町村の規模等の制限を設けない事例等の情報提供と併せて、都道府県に要請する。また、市街化調整区域での開発許可の先行事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知する。	平成15年度中	国土交通省
1211	工業団地造成事業により造成した造成工場敷地の譲受人の範囲等の明確化	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	工業団地造成事業の造成工場敷地は、製造工場事業者以外の者が製造工場の附随的業務を行う場合にも譲渡可能であること、及び譲渡処分までの暫定利用として製造工場事業者に限らず賃貸を行うことが可能であることを周知する。	平成15年度中	国土交通省
1212	河川流水の占用許可の範囲の明確化	河川法第23条	河川流水の占用許可手続の円滑化に資するよう、申請者等の参考となるような事例を収集し、これを周知する。	平成15年度中	国土交通省
1213	河川区域内における工作物設置に係る許可の可能な範囲の明確化	河川法第26条及び工作物設置基準について（平成6年9月22日建設省河治発第72号）	河川区域内に設置する工作物について、設置の許可を認めた事例を体系的に整理した事例集を作成するとともに、広くこれを周知する。	平成15年度中	国土交通省



表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1214	イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	道路法第32条第1項	民意の創意工夫を活かした道路空間の有効活用により、地域の活性化を図るため、イベントの実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進めるとともに、当該事例について周知する。	平成15年度中	国土交通省
1215	車高規制の見直し	道路法第47条、車両制限令第3条	積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コンテナや完成自動車運搬車高4.1メートルの車両等）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。	平成15年度中	国土交通省
1216	公営住宅におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者への対応の明確化	公営住宅法第23条、第25条第1項、補助金適正化法第22条	DV被害者の公営住宅の入居に係る優先的取扱いについて事業主体に周知するとともに、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、DV被害者の緊急避難場所として一時的に公営住宅を目的外使用することも可能である旨も併せて周知する。	平成15年度のできるだけ早い時期	国土交通省
1217	スギ材を構造材として使用した木造建築物における構造計算規定の適用	建築基準法施行令第46条第2項	建築基準法施行令第46条第2項に適合するものとして、壁量計算によらない木造建築物の構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用可能な木材の種類に、所要の安全性が確保できる品質を有することが確かめられたスギ材を追加する。	平成15年度中	国土交通省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1218	均一制運賃を採用した乗合バス事業者に係る回数旅客運賃設定手続の容易化	道路運送法第9条	片道普通旅客運賃について上限の認可を受けて均一制の運賃を実施している一般乗合旅客自動車運送事業者が、新たに普通回数旅客運賃（当該均一制の運賃によるものであって、当該回数を片道普通旅客運賃により利用した場合の合計額を超えないものに限る。）を設定しようとする場合にあっては、当該片道普通旅客運賃の上限の認可をもって普通回数旅客運賃の上限の認可を受けているものとみなし、届出により可能とする。	平成15年3月28日付けで全国の運輸局等に周知した。	国土交通省
1219	自動車の回送運行許可証の有効期間の延長	道路運送車両法第36条の2第5項 道路運送車両法関係手数料令 自動車損害賠償保障法施行規則第7条	6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるように道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。	平成15年度中に法案を国会に提出	国土交通省
1220	電気自動車等低公害車の開発のための走行実験車両の臨時運行許可基準の緩和	道路運送車両法第35条第3項	開発された電気自動車等低公害車の登録を前提に試験データを収集するための臨時運行について、走行実験計画書等の提出により当該走行実験が5日をこえることが見込まれる場合にあっては5日をこえて許可しても差し支えない旨を当該許可事務を行っている市町村等に周知する。	平成15年度中	国土交通省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注）「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1221	電気自動車等低公害車の開発のための新規登録の円滑化	道路運送車両法第59条、道路運送車両の保安基準	自動車関係業務に携わっていない大学研究者等の申請手続に不慣れな者からの申請には、申請前の事前相談に積極的に応じるなど、新規登録の審査がスムーズに行われるよう全国の運輸支局等に周知する。	平成15年4月16日付けで全国の運輸局等に周知した。	国土交通省
1222	旅客不定期航路事業の許可申請に当たっての運用の明確化	海上運送法第21条	旅客不定期航路事業の許可申請に際し、新たな船着場への着岸、及び新たな観覧船航行ルート増設について、事前に予想される船着場及び航行ルートを盛り込んで運輸局へ申請することが可能であることを地方運輸局に周知する。	平成14年度中	国土交通省
1223	観光船への外国人(運航要員を除く)の乗組みの可能な範囲の明確化	客船における外国人船員の受入れについて(平成2年9月21日海労第327号)	出入国管理及び難民認定法に基づく「人文知識・国際業務」の在留資格が与えられた者については、客船においても就業することが現行制度上可能であるが、「留学」等の在留資格者であって資格外活動許可を受けたものについても、許可の範囲内で客船においてアルバイト活動を行うことができる旨、運用の明確化を図る。	平成15年度中	国土交通省
1302	産業廃棄物処理施設における同一性状の一般廃棄物処理の実施	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条	同一の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする。	平成15年度中	環境省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第2次提案追加分）（時点修正版）

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1303	国立公園の公園計画の随時見直し	国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について（昭和55年1月22日環境庁自然保護局計画課長通知）	国立公園の保護と適正な利用の観点から、国立公園の公園計画の見直しについて都道府県知事の申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化する。	平成15年度のできるだけ早い時期	環境省
1304	国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置許可の基準の策定	自然公園法第17条第3項、第4項、第18条第3項、第4項 自然公園法施行規則第11条	施設一般の設置に関する基準とは別に、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置に関する基準を定める。	平成15年度中	環境省
1305	国民宿舎の管理運営の民間委託の容認	国民宿舎の設置及び運営について（平成5年2月15日環境事務次官通知）	地方自治法の改正に際し、国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止する。	平成15年3月25日	環境省